

○議員（3番 長郷 泰二君） おはようございます。

ちょっと喉の調子が悪くて、声が聞きづらいかと思えますけれども、御容赦をお願いしたいと思えます。冷え込んだせいで、私の声のほうも、かなり冷え込んでおりますので、ひとつお手やわらかにお願いしたいと思えます。

通告に従いまして、お尋ねをしたいと思えます。

まず第1点は、外国人による不動産の取引状況についてお伺いしたいと思えます。

これは、御承知のように、2008年、竹敷の海上自衛隊付近の土地が、外国資本によって買われたということで、その当時は大変な騒ぎになったことは、皆さん御承知のとおりであります。

その折に、市としましては、国境にある対馬の振興とあわせて、何か法制化しないといけないなという動きで、通称「防人の島新法」という名前で、国に対して要求をしまりました。幾多の変遷はあって、国会等でも論議され、全国ネットでも放映はされてきましたけれども、結果として現在の国境離島新法という形で推移して、今、動いているところであります。

この国境離島新法の中にも、市のほうとしては、今、雇用対策に大変取り組みをいただいているところがございますけれども、それ以外にもこの法については、排他的経済水域の問題とか、国防の問題とか、そういったものも明記をされているところであります。そういった観点から、本日は質問をさせていただきたいと思えます。

国会答弁において、安倍首相は、2013年と2016年に2回、安全保障上の問題で国境離島については、大変心配をされている発言をされております。特に土地の地主がいない土地——不在地主、それと空き家、それと外国人の方が取得されている土地、これについて大きな心配があるという話であります。市としまして、その後、どのような捉え方をされて、この外国人の方々が経営されているホテルを含めた施設、土地の所有、民家の借り上げ、こういったものを把握されているのか、お伺いをしたいと思えます。その実態調査はいかにあるかということで、御理解をいただきたいと思えます。

御承知のように、土地の取引を規制するということは、法律上、国際法、WTO上の問題がありまして、国籍が違って人に制約を与えることはいけないよという協定がございます。これにちなんでいけば、日本国も従って外国人に土地を売ってはいけないという規制はかけられないというのが、法務省の見解であります。多分そうだと思います。

ただし、これは、規制をかけるという観点の条文でありまして、調査をしたり届けをさせるということは、別に制約はなされていないと私は理解して質問をさせていただくわけですが、先に、第1点として、その土地の実態調査についてどのようにあるのかというのがまず1点。続きまして、規制をかけるという方法を一つ市のほうとして何かお考えになっているのかという点について、お尋ねをしたいと思えます。

私のほうとしまして考えているのは、景観法という法律がございます。この景観法によって、ある程度の実態は把握できるんじゃないかと考えているところです。景観法については、御承知のことと思いますので、内容は多くは触れませんけれども、対馬市景観条例なるものをつくられて、実態を的確に把握して行って、この安全保障上の問題等々について対応していけるような形をとるべきじゃないかと考えています。

御承知のように、今、朝鮮半島はいろいろな事情で大変危惧されている状況であります。国境離島である最前線のこの対馬は、その最たる島に、いざとなれば難民が寄せてくるんじゃないかという懸念もないわけではありません。

こういった配慮をしていくに当たっては、今、韓国の企業の方が、対馬のあちらこちらで大規模な宿泊ができるホテルを建設をされています。新聞報道によると、美津島の洲藻地区には、今、建設中という情報ですけれども、私が聞き及ぶところによりますと、約300名程度は宿泊できるんじゃないかという地域の人のお話です。

そういった施設が、ここに限らず竹敷にも1戸ありますし、問題になった竹敷のホテルの裏側に市営住宅があるわけですけれども、そこにも今、既に建って活動しております。ここの住民の人たちのお話を聞くと、安心して眠れないんだよねという話を聞くんですね。というのは、何といたしますか、気持ちよくなられて、玄関先に座られたり、家の中をのぞかれたりという事態がたびたびあると。こういうことがあるということは、市としては、市民の安全安心の確保の意味から、少し制約をかけてもいいんじゃないかという考えがありまして、先ほど言いました対馬市景観条例の中に、そういったものを経営する人たちとのコミュニティ協定という形で結ばれて、宿泊される方々についても、そういった注意を促していただくという取り決めを盛り込んではいかがかと思えます。

それで、もう一点は、先ほど、清風会の方々からも御質問が、御指摘があっておりました。例えば、お船江の土地の買収の問題とか、問題になりました南警察署の石垣の構築の問題、こういったものも最近はあっております。こういったものについても、先ほど言います景観条例の中で届け出制を設ければ、市としては、的確な対応が早期にできるんじゃないかという考えを私は持っております。

そこで、いろいろな景観条例の条文については、今後検討していく必要があるところでありまして、市の考え方として、景観条例とは、私が提案するだけで、市としては何かほかにもそういったもの、把握できるものを構築される考えがおありなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

次に、そういったふうに外国人の方が多くみえるということは、もちろん宿泊施設、ショッピング、移動手段、いろいろな面で本市にもメリットは十分あっているわけですけれども、先ほど

言いましたように、大規模な宿泊施設があちこちにあるということと、そして民家を借られて、民泊か民宿か許可はわかりませんが、そういった経営をなされる方があちらこちら見られるという、そういう実態も把握する必要があるんじゃないかと考えております。

そういった宿泊施設とか免税店が増えまして、これは日本の経営ではなくて、外国の経営だというお話を伺っておりますけれども、そうやって外国資本がどんどん宿泊、ショッピング等に入ってくると、市内の経営をされている方々にも、少なからずとも影響が発生しているということではないかと私は推察しております。

国境離島新法ができて、私たちも、その船とか飛行機の運賃が安くなって、島以外に出ていろいろ楽しむ人たちが多く増えております。市長の報告にもありましたように、搭乗率が伸びましたという報告が先日ありました。搭乗率が伸びるということは、裏を返せば、逆にそれだけ島内以外で経済活動が生まれているということではないかという、反面そういった部分も考えられるので、そうすると、市内の経営をされている方々の経済の疲弊、経済のありようにも影響を及ぼしているんじゃないかと推察するところであります。

そういったところで、こういった外国人の方々のショッピングなり宿泊代の行動実態等をどのように把握をされているのか。また、これに伴って影響を受けている、そういった営業をされている方々へのブラッシュアップといいますか、そういったものについて、今後の市としての経済対策については、いかがお考えなのかをお伺いしたいと思います。

3点目ですけれども、そういったふうにして許可をとってあるか、とっていないか、私は詳細に調べることは不可能ですけれども、果たして外国の方が民宿なり民泊を経営されている段階で、民家を借られた場合、正常な手続がなされているのかなと思う節があります。

私もある数名の方から、韓国の方ですけれども、民泊を経営しているよというお話をいただいております。あなたはどのようにしているのと、パスポートが切れない程度で動いていますよというお話でした。確かにそれはそうなんですけれども。そこでお願いをしたいのは、住民基本台帳の正確な把握もさることながら、そういった方で、非居住者、非永住者、こういった方がおられるのも事実です。こういった方の把握をいかなされているのかをお伺いをしたいと思います。そういった点が、今、問題になっているので、あえてお尋ねをさせていただくところであります。

次に、有人国境離島法においては、法を活用した社会資本整備計画もできるんじゃないかと私は考えております。これは法の中に書かれているわけですけれども、例えば港湾であったり、漁港であったり、空港であったり、道路であったりということがあります。

これは、補助率の関係で、どちらが有利になるかということまでは承知していませんけれども、こういった社会資本整備計画——今、市が持っている整備計画は29年度で終わります。これは、法によって5年ごとにつくるように義務づけられております。30年以降の計画は、今、

策定中だと思うんですけども、いかようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

それと、新聞報道のこれは記事を引用させていただきますけれども、10月29・30日に、ある新聞に、再び対馬の危険性を報道された新聞社がありました。この記事の中から引用させていただくわけですけども、韓国の観光業者——観光旅行者といいますか、そういった方のガイドさんが来られるわけですけども、報道の中身をそのまま言いますけれども、観光業者関係の話として、韓国人ガイドは、まず「対馬はもともと韓国領。いずれきっと韓国の国になりますよ」というまずくだりを説明された後、市内の案内をされるという、これはあくまでも報道ですので、こういった記事が掲載されておりました。少なからずとも該当するのかなという節もないわけではないんですけども、そういった観点が、まず1点と。

それと、今、博物館建設を進めようとしております。そうなってきますと、外国人からのお客さんが多くおみえになる。そして、博物館に限らず、対馬の史跡や文化に触れたいという方々が多く生まれるんじゃないかと思います。これは、ユネスコの記憶遺産に登録された朝鮮通信使行列の資料の指定について、なお一層、増えていくんじゃないかという懸念を持っております。そうすると、果たして外国人だけのガイドでいいのかという問題が発生するんじゃないかと考えております。

そうなるときには、外国人を専用とした観光案内ガイド等の養成をする施設、養成所、そういったものを今後対応していくべきじゃないかと私は考えているところであります。そうすることによって、市が進めておりますIターン・Uターンの方々、この島で仕事をやってみたいよという方々も、また出てくるんじゃないかということで、働く場を確保する一つの要因でもあるんじゃないかと思います。公の中にこれを設けるということはなかなか難しいので、市としてどういったものができるか、検討をお願いできればなと考えているところでございます。

まだ、言いたいことは、いっぱいありますけれども、余り喉の調子がよくないので、ここら辺でかいつまんで、聞きたいことの要点だけを申し上げさせていただきましたので、後はよろしく、一問一答で尋ねていきたいと思っております。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） おはようございます。

長郷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、対馬市における外国人による土地等の取得の実態については、平成20年度に県と協力して調査を行い、外国人らしき個人及び外国資本と思われる法人が取得している土地の推計は、合計で4万8,600平方メートルでございました。これは、対馬の面積の約0.0069%ということになっております。

さきの新聞報道を受けて実態調査を行ったところ、平成29年10月末現在で、約6万4,000平方メートル、総面積の約0.009%で、平成20年度と比較しますと、面積で約1万5,400平方メートル、約0.0021ポイントの増で、1.3倍というふうになっております。

経済的事情等により手放す方もありまして、個人情報保護等により実態の把握は難しい現状にあり、厳原市街地におきましても、韓国系の飲食店等も数件見受けられ、韓国系の民宿とともに、さらに増えることも予想されるところでございます。このような中、外国人による土地取得の規制は、現行法では難しいというふうに考えております。また、市が買収することに対しては、財源の確保が非常に困難であり、加えて利用目的がない土地の取得に対する住民の理解は得られないと判断しております。

しかしながら、領土保全や防衛のために必要な基地用地や隣接地、日本人の心のよりどころであります寺社・仏閣等と一体として良好な景観を形成している周辺の土地、今後、保全する必要がある主要な景勝地等を形成している土地、水源涵養林の確保など、特に重要な土地については確保していくことが必要と考えております。

国においても、国境に近い離島のある所有者の不明の土地や外国人名義の土地について、放置すれば、安全保障上の懸念になりかねないとして、来年度に有識者会議を設置し、法整備の必要性について協議が進められる見通しでありますので、注視してまいりたいと考えております。

次に、外国人観光客が利用されている宿泊施設、ショッピングの動向について、お答えいたします。

宿泊施設の利用状況につきましては、旅館、ホテル、民宿、ペンション、民泊、キャンプ施設等、さまざまな形での宿泊施設がございますが、外国人観光客の利用が多いのは、比較的安価で宿泊できる施設で、団体旅行の方々の利用が多くなっているようでございます。個人旅行の方々では、必ずしも安い施設に泊まる傾向だけではなく、宿泊単価の高い施設の利用もあっております。

立地条件といたしましては、厳原港や比田勝港に近い場所に立地する施設の利用が多いのはもちろんですが、例えば、釣り客などは、浅茅湾に近い民宿やペンション等の利用が多いというふうに、旅行目的に応じて施設の形態や立地条件、料金設定を選択している傾向も出てきております。

なお、宿泊施設の実態といたしましては、現在、島内に約100施設、3,000人収容の人員で、そのうち韓国資本による施設は、市で行った調査で、代表者が韓国人であろうと推測できるものをカウントしますと、約15施設でございます。

一方、ショッピング先につきましては、免税店、スーパー、ドラッグストア等を利用される

方々が多く、韓国の方々が対馬を訪れるようになった当初は、電化製品等を購入する方々が、貸切バスで乗り込んで購入するという形態をよく見かけておりましたが、最近では、菓子、食品、酒等を購入され、友人等にお土産として買って行かれる方が多くなっているようです。また、以前からよく購入されるものとしては、化粧品や医薬品は、相変わらずの人気商品となっているようでございます。

次に、3点目の住民基本台帳につきましては、市民課及び各行政サービスセンターの窓口において、国籍にかかわらず、各関係部署の連携により日々適正な業務に取り組んでいるところであります。

外国籍の転入出等に関しましては、中長期在留者へは在留カード等により、入国管理局との連携により適切な事務処理を行っております。しかしながら、観光などの短期滞在者、要するに非居住者でございますけれども、これに関しましては、市が調査することは困難な状況であります。今後、他の公的機関等の協力を得ながら、市内人口の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の有人国境離島法の活用による施設整備の促進についてでございますが、対馬市の港湾、道路等の整備につきましては、平成25年度から5カ年の対馬市社会資本総合整備計画に基づき、事業内容等の変更を年度更新しながら事業実施を行っているところでございます。

議員の御質問であります有人国境離島法を活用した事業についてでございますけれども、現計画の事業は、どの事業も対馬市にとりまして重要な事業であり、また、有人国境離島法の趣旨に合致している事業でもあると考えております。

現段階では、有人国境離島法における社会資本整備等への財源措置はないため、現行の各種補助制度への要望をしながら対応しているところであり、市の財政状況を考えると、十分な整備が実施できていない状況であります。

今後は、有人国境離島法における社会資本整備に向けた財源措置を国等へ要望しながら、より多くの社会資本整備が可能となるよう、新法における法的な財源措置の創設に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、対馬市社会資本総合整備計画につきましては、本年度が計画の最終年度でありますので、平成30年度から5カ年の整備計画を策定することとしており、有人国境離島法に基づく国土保全に向けた各種整備につきましては、国の予算獲得状況、市の財源等を考慮しながら整備計画に盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

最後に、外国人等に対する専門ガイドの養成についてでございます。

現在、対馬市では、観光物産協会の中に、ガイドの育成や手配業務を担っていただく対馬観光ガイドの会「やんこも」を設置し、自然や歴史、景勝地などの観光案内業務をしていただいております。

しかしながら、御質問の外国人に対する専門ガイドにつきましても、育成ができていないのが現状でございます。現在、対馬に来ていただいている韓国人団体客におきましても、旅行会社と契約をしている添乗員、あるいは専門ガイドが案内業務を行っております。

ガイドさんの中には、対馬の観光地や歴史背景に疎く、誤った情報を伝えたりされる方もおられると聞いております。対馬市及び対馬市国際交流協会、対馬観光物産協会では、ガイドさんの認識の違いにより、誤った情報説明がされることを防ぐため、添乗員やガイドを対象とした研修会を開催しているところでございます。

国内客や外国人の観光客に対するガイドの育成は急務でございますが、ガイドを生業とするシステムの構築が厳しく、島内人材の不足等も相まって育成が厳しい環境でございます。

そのような中、平成29年度から、エコツーリズムプランナー事業に従事していただく島おこし協働隊を採用し、ガイドの養成、管理、観光メニューの開発、観光客の満足度向上に向けた取り組み、ガイドの自立できる仕組みづくりを行っていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ありがとうございます。

最初の1点目から少しずつ片づけていきたいと思いますけれども、確かに実態把握というのは困難なものがあるかと思っておりますけれども、これについては、しっかり把握していかないと、これは私だけが思うことなのかどうかわかりませんが、外国人資本が、知らないうちに重要な港ないし重要な港付近の山林等々が動いてしまった後でという話がよくある話なんですけれども、こういった話がないように、ぜひ努力をしていただきたい。

そういうことで、実態調査とかについては、一つこれは提案なんですけど、山林については森林法がありますよね。市は森づくり条例で届け出の義務をつけていますよね。実態としてこれ条文ができてからで結構です。市の森づくり条例ができてからで結構ですけれども、あったかどうかだけでお答えください。これ部長でも結構です。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 御指摘の対馬市森づくり条例は、平成23年度に策定されましたけれども、その実態につきましては、ちょっと担当部長のほうに答えさせていただきます。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、西村圭司君。

○農林水産部長（西村 圭司君） すみません。ちょっと資料を、今回は持ち合わせておりません。すみません。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） また、よろしく願いしておきます。

次の、今度は固定資産のほうなんだけど、最近、今、洲藻に建っている施設があるんですけどね、もう御承知だと思いますけれども、これは、聞くところによると、建築されている方は美津島市内の業者の方ということなんだけど、最近をよく聞く言葉が、材料とか技術者とかいろいろ向こうから、かなりこちらに連れてこられて、安価で仕事を受けざるを得ないという状況にあるというお話がありました。

これはこれとして調べる余地がないんで、これについて問題はないんですけども、ただ、言うように建築基準法、消防法、ありますよね。うわさどおり300人程度を収容できるとなれば、もちろん引っかかっているわけですけども、こちら辺とのコンタクトを市のほうとしてなされているのかどうか。

言えば、振興局の建築指針あたりと、消防は市の消防ですけども、消防施設上の設備点検に行かれるわけでしょうから、その折の連絡調整とか。もう一点は、固定資産上の家屋評価とか土地の評価、地目変更は当然発生しますよね。こちら辺の実態について現状を報告いただきたいと。それぞれの部長さんで結構ですので、よろしく願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） すみません。私のほうは、ちょっと把握しておりませんので、担当部長のほうにお答えさせていただきます。

○議長（小川 廣康君） 建設部長、佐伯廣教君。

○建設部長（佐伯 廣教君） 建築関係につきましては、建築確認のほうが一応市のほうに来まして、それから、うちを通しまして県のほうに提出している状況でございます。

○議長（小川 廣康君） 消防長、永留弘和君。

○消防長（永留 弘和君） 消防関係としましては、消防同意が提出された時点で、提出されている図面と法令等が整合性がとれているかどうか。もし不足があれば、その時点で指導して再提出を求めているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 市民生活部長、根メ英夫君。

○市民生活部長（根メ 英夫君） 固定資産税の異動につきましては、法務局のほうから定期的に報告がまいりますので、それによって台帳のほうをやりかえていくというふうな方法をとってございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ありがとうございます。

それでは、建築のほうは、市を通していくということであれば、市のほうでその位置、面積は把握できているという理解でよろしいんですかね。固定資産税のほうも、法務局からの登記があ



った時点でというお話ですよね。必ずしも登記があっているという保証はないですよね。

これは、あんまり触れたくない部分なんだけど、市の固定資産は、全部法務局の登記簿によって処理されていますよね。実態調査はかけれていないですよね、今のお話だと。私が言いたいのは、情報があった場合は、登記がなくても実態調査に行くべきじゃないかなって考えはあります。少なくとも私がそこに座らせてもらっているときは、そういったことを担当のほうに言っていたということがありますし、ほかの部署からの情報をいただくという提案もしてきたところです。現実はどうか知りませんが、そういったその法務局だけによるということであれば、これは外国人だけじゃないですよ。日本人の場合もあるわけですから、必ずしも皆さんが登記をされるということじゃなくて、そういう実態があった場合は把握できているかということをもう一度お願いできますか。

○議長（小川 廣康君） 市民生活部長、根メ英夫君。

○市民生活部長（根メ 英夫君） 登記がなされていないものにつきましては、今、議員さんがおっしゃったように、職員のほうで現地に出向いて調査をしているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 今後ともよろしく、そこら辺は的確に把握をしていただきたいと思えます。

それで、消防のほうのその検査というか、消防法に基づく。これは、あくまでも提出がないといけないうことの理解を今したんですけれども、消防長の説明では、提出があったときに現地に赴くという説明だったんだけど、提出が実態があるのに提出がない。でも査察は行けますよね。そこら辺を正確にお願いします。

○議長（小川 廣康君） 消防長、永留弘和君。

○消防長（永留 弘和君） 事務の流れとしましては、まず建設が始まる前に消防同意を求められます。その時点で、現在の消防法令と提出される図面上が法令に適合しているかどうかの精査をして、同意をまず提出します。その後、建設が始まりまして、消防関係の設備が設置されている状況については、設置届というのがまた再度提出があります。その時点で現地に赴いて検査をします。それで図面どおりに設置されているかどうか。それを検査した後に、完成検査済証というふうなことで提出をするという状況でございます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ありがとうございます。

事前に届け出があるということであれば、事前把握ができるということですので、今、お尋ねした3点について、ここら辺は振興局のほうも関係する部分があるので、よく連携をしていただ

いて、的確なその把握をしていただいて、市民の安全と安心を確保していただきたいと、ここはお願いをしたいと思います。

そういうことから進んでいくと、先ほど提案させていただきました景観法の件なんですけれども、ここら辺を、さっきのものと重複いたしますけれども、こういった対馬景観条例をつくれば、そういった届け出を義務づけることは可能だと私は考えておりますけれども、そういったものをつくられて、的確に把握をしていこうというお考えがあるか否かをお尋ねします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 景観法の件でございますけれども、その前に、先ほどお話がありました例の対馬市森づくり条例のほうも、これは国の森林法では、届け出が購入後の届け出義務になっておりますけれども、対馬市の森づくり条例におきましては、今、議員がおっしゃられるようなことに対応するために、事前の届け出を義務づける条例となっております。

そういう関係もありまして、今現在いろいろと検討をされておりますこの景観法につきましても、そのことは含めて検討をしていただきたい。そしてまたできる限り盛り込んでいただきたいというふうに考えてはおります。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 確かに景観法は、今のことは、ちょっとニュアンス的に私の捉え方が悪かったのかな。景観条例をつくる用意はあるという理解でよろしいですか。それとも第三者に検討させているという状況でよろしいんですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 景観条例のほうにつきましては、現在、委員会のほうで今検討を進められているところでございます。（発言する者あり）はい。（「どの委員会」と呼ぶ者あり）いやいや、こちらのほうの検討委員会です。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 市の検討委員会ですね。委員会って言われて、どこの委員会ってちょっと理解に苦しみました。市のほうでは、つくる用意があって、今検討中ということでよろしいんですね。はい。

そこら辺で、今、危惧される部分はしっかり盛り込んでいただければなど。できればもう早期に、できれば来年の3月の定例会には上げるべきじゃないかなと、タイミング的には、これについては危惧される部分が、多々これはあくまでうわさですから論じはしませんけれども、そういった部分がありますので、早期な成立をお願いしたいと思います。

次に、社会資本整備計画ですけれども、29年度で終わるのは重々知っておりますが、30年度以降の計画を今整備中という理解でよろしかったんですね。

確かに、有人国境離島法の中には予算的なものが、裏づけがどうか私もよくわかりませんが、一応法律の条文第7条には、自治体は、そういったものについて対応していきますよと条文にもありますので、これは今後、離島活性化特別委員会とも歩調を合わせながら、予算獲得に向かって早期な社会資本整備ができるようにひとつお願いしたいと思います。

これは、蛇足だけど、29年度の社会資本整備計画の中で、大綱佐保線が載っていたんだけど、チェックするところによると、この路線だけが着工できていないんですね。ほかの路線、ほかの施設は、全て着工ないし完成という形になっているようですが、建設部長で結構ですけども、参考のために教えてください。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 大綱佐保線ですかね、あれは、田のところでございますか。ちょっと私もそこは把握しておりません。ちょっと申しわけございません。担当部長のほうにちょっと答えさせたいと思います。

○議長（小川 廣康君） わかりますか。質問の意味が。建設部長、佐伯廣教君。

○建設部長（佐伯 廣教君） 社会資本整備計画の中に、一応欄としては上がっていますけれども、予定年度は上がっておりませんので、これは、ちょっと確認したいと思います。すみません。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） どういうわけか、チェックさせてもらいましたけれども、その路線だけが話が進んでいないと。できれば、次期計画に盛り込んでいただければと。これはお願いをしておきます。その件はそれで終わります。

次に、観光ガイドの件なんですけど、確かに市長が答弁されたように、そういった実態があることは十分承知はしております。私は、それ以外にそういった養成施設、養成所なり教室なり、これは職業として生業になるようにひとつ検討していただきたいという要望なんですよ。

ちゅうのは、有人国境離島法の第15条の2に職業訓練ということがありますよね。これは、こういったそのガイド等の事業をする団体が行おうとする場合は、自治体はその方向に向かって一緒に進んでくださいよという条文なんですよね。観光物産協会の中の「やんこも」でも結構です。しかし、「やんこも」は、あくまでも国内を対象として今されている実態でしょうから、私が要求したいのは、外国人を対象としたものを今後養成していけないかなど。なぜかというのは、なかなか対馬の中で語学が堪能な人はゼロじゃないと私は考えているわけです。

それで、対馬高校に国際交流科、ここで勉強されている学生たちもおられますよね。市の職員の中にも、市が派遣して韓国のほうの大学に研修に行かせた職員も何名かいますよね。これは人事権ですから、私はとやかくは言いませんけれども、そういった語学ができる人たちの配置の問題が一つあるんじゃないかと私は考えております。

例えば、この前、三根でありました里帰り展、ここには職員が配置されていましたが、これは音声ガイドなんですよ、説明が。観光客の方が来て音声ガイドで果たして満足ができるかなと。自分がどこかの博物館を見に行ったときに、音声ガイドだけで、じっと立って時間を費やしていくかなと。そういう視点に立っていけば、これは生の声で説明をしていただいたほうが、より興味を持っていただけるんじゃないかなと。そういう施設が対馬市に、博物館、歴史資料館等々を含めて充実されているよということであれば、これは国内にかかわらず外国からのお客さんも多数みえるんじゃないかなという気がしているわけです。ですから、これについては、早急な対応というのは難しいかと思いますが、ぜひ検討をしていただきたいと。

これは、雇用機会均等の拡大の中にも一つ含まれる案件なんですよ。それぞれ点で考えずに面で捉えていただければ、そういった発想が生まれてくるんじゃないかなという私の考え方です。ぜひここについては、対応を検討していただきたいなと思います。

それで、これは、もう一つ提供ですけども、電通の資料によりますということを前置きしますけれども、これによってUターンとかIターンの方が、なぜそこに行くかという調査が、九州管内のやつが結果が報道っております。

この約9割の方は、自分が今まで培ってきた経験が生かせる場所なのかどうかというのが決め手だそうですよ。Iターン、対馬に行きたい。家に帰って対馬のために何かやりたいという思いの方は、それぞれの生活事情で持っているんだけど、そこの中のほとんどが挫折される部分は、本当に自分のやりたい、自分の持っている技術・能力を生かせる場所が果たしてその地域にあるかどうか。これがポイントだそうです。

これは、アンケートというか電通さんが調べた数字ですから、あくまでも参考までということですけども、それは9割を占めるそうですよ。そこら辺は、精査されて、ぜひこのガイド養成——施設というのはちょっと言葉が適当じゃないと思うんですけども、学校、養成所、廃校を利用すれば施設はあるわけですから、そういった機関、それでそういったことができる講師の方々を招き入れると。それがために、I・Uターンのための住宅を提供されるのも全然問題はないんじゃないかと私は考えているところですが、もう一度、市長の考え方をお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） このことにつきましては、まず市のほうといたしましては、島おこし協働隊を最大限に活用してまいりたいというふうに考えまして、現在、その活動を支援しているところでございます。

そしてまた、この外国人の国際交流員のほうからも、まずその市民の方々に外国語の関係を広く広めようということでの教室もやっております。そういったところから、徐々にこの外国人観

光客のガイドの関係に進めてまいりたいというふうには考えております。

そしてまた、先ほど議員のほうからもありましたように、もしそういった指導をしてくださるUターン・Iターンの方がいらっしゃれば、移住対策にもつながることですので、今回の議案のほうにも盛り込ませていただいております移住者住宅関係につきましても、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ありがとうございます。

確かに協働隊の方は、語学の堪能の方がおみえなんでしょうけれども、私がもう一つ突っ込んで言いたいのは、歴史とか文化、特に歴史ですね。本市の場合は歴史、史跡、いっぱい材料として持っているんだけど、なかなか生きていないのが現状ですから、言葉が壁ということをまず払拭していただいた後は、そういった知識を持っている人たちと融合して、もっと発信をしていけるように、ひとつ御努力をいただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小川 廣康君） これで、長郷泰二君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 暫時休憩します。再開は11時5分からとします。

午前10時51分休憩

午前11時04分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 未来研究会の大浦でございます。ただいまから市政一般について質問を行います。

まず1点目でございますが、博物館建設に伴い、従来、大型観光バスの乗降場所として、旧厳原幼稚園の跡地が利用されておりましたが、9月15日以降、使用ができないという方針を関係者に通達したことを聞き及んでおります。それで、その後の展開がどのようになっているのか。これについて詳細を報告していただきたいと思っております。

2点目でございますが、ふれあい処つしまの運営状況について、28年度の店舗、食堂等の売り上げ、それと入場者、入館者の総数について、お尋ねをいたします。

最後に、対馬観光振興計画（5カ年）の樹立についての計画の策定等について、これまでの取り組んだ経緯、期間、コンサルタント、コンサル名、委託料等の詳細について、お尋ねをいたし